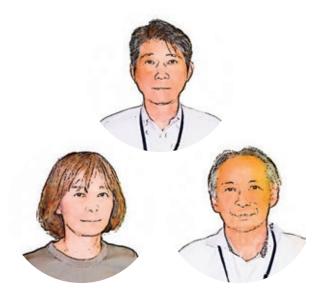
「人・もの・情報」が行き交う魅力あふれる産業文化創造圏 🗸 🔘 📗

消費生活出前講座を利用してみませんか。

通信販売トラブルなどの様々な消費者トラブルは、東濃3市でも実際に多数発生しており、 決してテレビの中の出来事ではありません。

東濃西部広域行政事務組合の国家資格を有する消費生活相談員が、皆様のところに出向き、 寸劇グループによる寸劇とともに、様々な消費者トラブルの実態をわかりやすく解説し、予防 と対処の方法をお伝えします。



私たち3名の消費生活相談員が 伺います。



「訪問買取」の寸劇の様子

出前講座では、点検商法、海鮮の送り付け商法、訪問買取、電子マネー詐欺、定期購入などのトラブルを寸劇でご覧いただくことができます。メニューにない内容でも、ご要望に合わせた出前講座ができます。消費者トラブルは、誰もがいつの間にか巻き込まれてしまうトラブルです。出前講座を通じて、トラブルに巻き込まれないよう賢い消費者になりましょう。

出前講座をご希望の際は、在住市の消費生活相談窓口にお問い合わせください。





東濃西部広域行政事務組合





みなさん!!

大力 についてご存じですか?



【狂犬病の基礎知識】

- Q1.

日本国内では、昭和32年以降発生はありません。ところが日本の周辺国を含む世界のほとんどの 地域で依然として発生しています。日本は常に侵入の脅威にさらされています。

- 狂犬病にかかった犬は治療すれば治る。・・・ **Q2**. 治療方法は無く、ほぼ100%死亡します。
- Q3. 人が狂犬病の犬に咬まれて発症すれば、ほぼ100%死亡する。・・・・▶ 狂犬病が発症すれば、ほぼ100%死亡します。世界保健機関(WHO)の報告によると、世界での年 間死亡者数の推計は59.000人とされています(そのうち半数以上がアジア地域で発生しています)。
- 犬の狂犬病予防注射は人への感染防止の意味もある。・・・・・・・ Q4. 人が感染する場合、感染源となる動物のほとんどは犬と言われています。

このように狂犬病は大変恐ろしい感染症です。予防するためには、犬での狂犬病流行を防ぐことがまず 重要です。そのため犬の飼い主の方は、飼い犬に狂犬病予防注射(毎年1回)をしましょう。

また、万一日本で狂犬病が発生した場合、迅速な対応をとるためにも、どこで何頭犬が飼われているかを 把握しておくことも重要です。犬を飼われた方は、飼い犬の登録(生涯1回)を必ず行ってください。

※犬の登録(生涯1回)と狂犬病予防注射(年1回)は法律で義務付けられています。 これらに違反すると、20万円以下の罰金の対象になります。

問い合わせ先

東濃西部広域行政事務組合 ☎22-7150(直通) 多治見市役所 環境課 ☎22-1175(直诵) 瑞浪市役所 環境課 ☎68-9806(直通) 土岐市役所 生活環境課 ☎54-1328(直通)

これから看護師を目指す方へ

令和8年4月から、無資格の方が看護師資格を取得するための 新しい修学資金貸付制度の開始を予定しています。

多治見市、瑞浪市、土岐市(以下[3市])にお住まいの方で、 これから看護師資格の取得を目指す方に対し、毎月4万円の修学 資金を貸付けします。なお、看護師資格の取得後、一定期間を 3市内の病院等で勤務した場合、貸付金の返還を免除します。

詳細は、令和8年3月発行の広域だよりまたは広域組合ホーム ページをご覧ください。



東濃西部広域行政事務組合



帰りたい家庭 通いたい学校 住みたい地域

東濃西部少年センター

☆20歳未満の若者・子どもたちとその保護者の皆さんへ

- 〇 子どもたちからの 身近な出来事の相談・情報提供
- 相談対応・相談窓口の紹介 〇 保護者の方からの

どこに相談したら いいの?

こんな話だけど 聞いてもらえるのかな?





あなたが、あなたらしく 輝けるように ひとりひとりの 気持ちに寄り添います

面談相談

来所相談も可能です。お気軽にお越しください。 (来所の際は事前にご連絡ください)





あんしんコール

フリーダイヤル 0120-873-246 火~土 10:00~17:00 携帯電話からでも通話料無料

あんしんメール

anshin55@crux.ocn.ne.jp 24時間受付中 メール返信は 火〜土

東濃西部少年センター

多治見市豊岡町1-55 ヤマカまなびパーク4階 (日・祝日・月休み) お問い合わせ 20572-23-3455



在宅時間が長い 大切な老後資金が 狙われています!



悪質な事業者は、親切を装って近づいてきます。そして高齢者の3 K(金銭、健康、孤独) に関する不安につけこんで、お金を支払わせるよう仕向けてきます。

高齢者を狙った悪質商法の入り口とその手口

訪問販売

• 点検商法

自宅に突然訪問してきて、「無料 で点検します」「法律で点検が義務 化しました」などと言い、言葉巧み に勧誘し、高額な商品や修繕サー ビスを契約させることが狙いです。



点検商法の例-

- ・ふとん
- ・家の屋根
- ・給湯器システム
- 水質調査
- 太陽光発電



電話勧誘

・インターネット接続回線の勧誘

回線を乗り換えると安くなると言って、公的機関 や実在の企業名をそれらしく名乗って、勧誘してき

・海鮮などの勧誘

以前に購入してもらったなどと 困惑させて勧誘し、商品を代引き で送り付けてきたりします。

押し買い

自宅に突然電話や訪問をしてきて、 表向きは着物や不用品を高く買い取る と言いつつ、本当の目的は貴金属類で す。市場価値より安値で買い取ること が狙いです。



だまされないようにするために!

- 契約は一人で決めず、必ずだれかに相談しましょう。
- 突然の訪問販売や強引な電話勧誘をしてくる事業者は一旦断りましょう。
- 契約後のトラブルに備え、近くに店舗があり信頼できる事業者と契約しましょう。
- 万一、契約してしまっても、早期ならクーリング・オフができる場合があります。

消費生活相談窓口では、契約する前でも相談を受け付けています。不安な場合はぜひ相談ください。

各市の消費生活相談窓口

間/10:00~16:00 相談料/無料

予約/住民登録地の窓口

※原則、相談は住所地の 窓口をご利用ください。

月~金曜日 多治見市役所/ 22-1134(直通)

金曜日 土岐市役所/54-1111(内線 172)

火曜日 瑞浪市役所/68-9748(直通)

メールでの相談 / kouiki@tono-seibu.org

相談は資格を持った専門相談員が3市の各市役所でお話をおうかがいしています。

消費者ホットライン。局番なしの 188 土日も対応。お近くの相談窓口に繋がります。